

2. DCS システム対応について

2-1. 令和7年【税制改正の概要】と【PROSRV システム対応】

詳細は、2025年7月にPROSRVお客様サイトに掲載しました『PROSRV 令和7年度税制改正によるシステム対応のお知らせ』をご参照ください。

【税制改正の概要】

令和7年（2025年）の税制改正により、基礎控除額および給与所得控除額の見直しが行われ、新たに「特定親族特別控除」が創設されました。これらの改正は、令和7年（2025年）12月以降に適用されます。

税制改正の詳細につきましては、国税庁ホームページ「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm#a-01>

(参考) 「令和7年分 年末調整のしかた」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2025/01.htm>

【PROSRVシステム対応】

9月28日、11月23日に段階的に以下内容をリリースします。

- ・9月28日リリース（済）

詳細は、2025年9月にPROSRVお客様サイト・PROSRVヘルプサイトに掲載しました『PROSRV on Cloud システム更新のお知らせ』をご参照ください。

- (3)-1 特定親族特別控除「年間所得見積額」の「年度（年間所得見積額）」入力項目の追加
- (5) 「給与所得者の扶養控除等申告書」の様式変更
- (6) 「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の追加

- ・11月23日リリース（予定）

⇒実際にシステム変更になるのは令和7年（2025年）の年末調整処理から

- (1) 基礎控除の見直し
- (2) 給与所得控除の見直し、
- (3)-2 特定親族特別控除判定ロジックの追加
- (3)-3 特定親族数・特定親族特別控除額の確認方法
- (4) 扶養親族等の所得要件の改定
- (7) 「源泉徴収票」等の改正

☆Web 年末調整事務サービス（北海道） ◆Web 年末調整申告サービス（自社運用）

ご利用のお客様

『Web 年調従業員サイト』の年間所得見積額等のチェック基準、ヘルプ画面を法改正内容に合わせて変更します。

(1) 基礎控除の見直し（年末調整処理から変更）

【税制改正の概要】

合計所得金額に応じて、【基礎控除額】が改正されました。

合計所得金額		改正後【基礎控除額】		改正前【基礎控除額】
		令和7・8年分	令和9年分以後	
	132万円以下	95万円（※1）		48万円
132万円超	336万円以下	88万円（※1）	58万円	
336万円超	489万円以下	68万円（※1）		
489万円超	655万円以下	63万円（※1）		
655万円超	2,350万円以下	58万円（※1）		
2,350万円超	2,400万円以下	48万円		
2,400万円超	2,450万円以下	32万円		32万円
2,450万円超	2,500万円以下	16万円		16万円
2,500万円超		0円		0円

（※1）居住者についてのみ適用されます。

※特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【PROSRV システム対応】

令和7年（2025年）の年末調整処理から、改正後【基礎控除額】に変更します。

(2) 給与所得控除の見直し（年末調整処理から変更）

【税制改正の概要】

【給与所得控除額】について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

給与の収入金額		改正後 【給与所得控除額】	改正前 【給与所得控除額】
	162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超	180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超	190万円以下		その収入金額×30%＋8万円
190万円超	360万円以下	収入金額×20%＋44万円	
360万円超	660万円以下	収入金額×10%＋110万円	収入金額×10%＋110万円
660万円超	850万円以下	195万円（上限）	195万円（上限）
850万円超			

※これに伴い、①令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び、②令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されます。

【PROSRV システム対応】

令和7年（2025年）の年末調整処理から、改正後【給与所得控除額】（①令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」）に変更します。

また、給与・賞与に関する②令和8年分以後の「源泉徴収税額表」（※）は、支給対象年月が令和8年（2026年）1月以降の給与等から対応します。

（※）詳細につきましては、国税庁ホームページ「令和8年分 源泉徴収税額表」をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/zeigakuhyo2026/01.htm>

(3) 特定親族特別控除の創設（年末調整処理から変更、 入力欄のみ9月28日変更）

【税制改正の概要】

居住者が【特定親族】を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する【特定親族特別控除】が創設されました。

【特定親族】とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下（給与収入123万円超188万円以下）の人をいいます。

親族の合計所得金額が58万円以下（給与収入123万円以下）の場合は、従来通り【特定扶養親族】として扶養控除の対象となります。

【扶養控除・特定親族特別控除】

対象となる控除制度	特定親族の合計所得要件		控除額	
			改正後	改正前
扶養控除 (特定扶養親族)		48万円以下	63万円	63万円
	48万円超	58万円以下	63万円	
特定親族特別控除	58万円超	85万円以下	63万円	—
	85万円超	90万円以下	61万円	
	90万円超	95万円以下	51万円	
	95万円超	100万円以下	41万円	
	100万円超	105万円以下	31万円	
	105万円超	110万円以下	21万円	
	110万円超	115万円以下	11万円	
	115万円超	120万円以下	6万円	
	120万円超	123万円以下	3万円	

※これに伴い、「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書」の提出が必要です。

※令和8年（2026年）1月以降に支払われる給与については、「特定親族特別控除」が源泉徴収（支払時の所得税の計算）にも反映されるようになります。

このうち給与については、対象となる親族（特定親族）の合計所得金額が58万円を超え100万円以下（給与収入123万円超165万円以下）の場合に、各月の給与支給時にこの控除が適用されることとなります。

【PROSRV システム対応】

令和7年（2025年）の年末調整処理から、「扶養控除（特定扶養親族）」「特定親族特別控除」合計所得要件および控除額については改正後の内容に変更します。

また、「特定親族特別控除」については、今回新たに創設された制度のため、新規対応を行います。

(3) - 1 特定親族特別控除「年間所得見積額」の「年度（年間所得見積額）」入力項目の追加（9月28日追加）

『人事管理』⇒『人事メニュー』「家族情報」

The screenshot shows the 'Family Information' (家族情報) registration form in the PROSRV system. The form is divided into several sections. The following fields are highlighted with red boxes and numbered:

- ③ 配偶者 (Spouse): Radio buttons for '該当' (Applicable) and '非該当' (Not Applicable).
- ④ 扶養 (Support): A dropdown menu with '対象外' (Outside Scope) selected.
- ② 年度(年間所得見積額) (Annual Income Estimate): A text input field for the year (YYYY).
- ① 年間所得見積額 (Annual Income Estimate): A text input field for the amount in Yen (Half-width characters).
- ⑤ 生年月日 (Date of Birth): A date input field (YYYY/MM/DD).

Other visible fields include: 適用開始年月日 (Application Start Date), 適用終了年月日 (Application End Date), 漢字氏名 (Kanji Name), カナ氏名 (Kana Name), 英字氏名 (English Name), 国籍 (Nationality), 性別 (Gender), 非居住区分 (Non-residence Category), 退職金受給年度 (Retirement Benefit Year), 同居 (Living Together), 障害者 (Person with Disability), 障害内容 (Disability Content), 離婚年月日 (Divorce Date), 郵便番号 (Postal Code), 漢字住所 (Kanji Address), カナ住所 (Kana Address), 職業 (Occupation), 異動理由 (Reason for Transfer), 備考 (Remarks), 退職所得を除いた年間所得見積額 (Annual Income Estimate Excluding Retirement Income), 直系尊属 (Direct Ancestor), 死亡年月日 (Date of Death), and 電話番号 (Phone Number).

① 「年間所得見積額」（既存項目）

特定親族特別控除の判定に必要な所得を、①「年間所得見積額」に入力してください。

② 「年度（年間所得見積額）」（新規追加項目）

どの年度の①「年間所得見積額」かを明確にするため、②「年度（年間所得見積額）」を追加します。

【注意】

①「年間所得見積額」②「年度（年間所得見積額）」は、令和7年（2025年）9月28日より入力可能となりますが、12月からの制度施行に伴い、それ以前に登録された内容は控除計算の対象外となります。

(3)－2 特定親族特別控除判定ロジックの追加 (年末調整処理から追加)

以下すべての条件を満たす家族について、「特定親族特別控除」の対象として判定します。

- ・①「年間所得見積額」が 58 万円超 123 万円以下
(給与収入 123 万円超 188 万円以下)
- ・②「年度(年間所得見積額)」が、その年の年末調整処理の対象年と一致
(例：令和 7(2025)年分の処理であれば「2025」と入力)
- ・③「配偶者」が「0 非該当」
- ・④「扶養」が「0 対象外」
- ・⑤「生年月日」より自動算出、年末時点で年齢が 19 歳以上 23 歳未満

【注意】

- ・上記の条件を満たさない家族に①「年間所得見積額」や②「年度(年間所得見積額)」が入力されていても、控除判定には使用されず、処理に影響はありません。

- ・①「年間所得見積額」と④「扶養」の整合性チェックは行いません。
扶養親族かどうかの判定は従来どおり④「扶養」に基づいて行います。

⇒結果メッセージの追加

(『給与計算』⇒『給与メニュー』(『単独年調メニュー』)－「4.内容確認」－「結果メッセージ」)

W001 家族(ID=nnn) 家族扶養区分/年間所得見積額

家族情報(ID=nnn)の家族が、19歳以上23歳未満で④「扶養」が「0:対象外」(配偶者を除く)ですが、①「年間所得見積額」が58万円以下になっております、④「扶養」または、①「年間所得見積額」をご確認ください。④「扶養」が「0:対象外」の場合、①「年間所得見積額」は58万円超を、④「扶養」が「1:控除対象親族(控配・年少含む)」の場合、①「年間所得見積額」は58万円以下を入力してください。

(①「年間所得見積額」が登録なし(空白)の場合はチェックしません)

- ・①「年間所得見積額」が58万円超100万円以下(給与収入123万円超165万円以下)の特定親族については、2026年1月以降に支払われる給与から源泉徴収へ特定親族特別控除を反映できるよう、月額給与計算処理に控除判定ロジックを追加します。(「年度(年間所得見積額)」に「2026」と入力)

⇒結果メッセージの追加

(『給与計算』⇒『給与メニュー』(『単独年調メニュー』)－「4.内容確認」－「結果メッセージ」)

W014 家族情報(ID=nnn) 源泉控除対象

家族情報(ID=nnn)の家族が、19歳以上23歳未満で④「扶養」「0:対象外」(配偶者除く)で①「年間所得見積額」が58万円超100万円以下の場合、源泉控除対象親族となるお知らせメッセージ(警告・エラーではない)です。

なお、月例給与(賞与)でも表示されます。(メッセージを消すことはできません)

(①「年間所得見積額」が登録なし(空白)の場合はチェックしません)

・令和7年(2025年)の年末調整処理のPROSRV 家族情報入力と控除額

対象となる控除制度	合計所得要件 ④特定親族の 本年中の合計所得金額の見積額		PROSRV 家族情報入力欄			令和7年 年末調整控 除額
	④ 扶養	① 年間所得見 積額	② 年度(年 間所得見 積額)			
扶養控除 (特定扶養親 族)	0 円超	58万円 以下	1 控除対象 扶養親族	入力不要	入力不要	63万円
特定親族特別 控除 (特定親族)	58万 円超	85万円 以下	0 対象外	「令和7年 給与所得者 の特定親族 特別控除申 告書」の ④「特定親 族の本年 中の合計所得 金額の見積 額」 を入力	入力必要 (令和7 年の場合 「2025」 と入力)	63万円
	85万 円超	90万円 以下				61万円
	90万 円超	95万円 以下				51万円
	95万 円超	100万円 以下				41万円
	100万 円超	105万円 以下				31万円
	105万 円超	110万円 以下				21万円
	110万 円超	115万円 以下				11万円
	115万 円超	120万円 以下				6万円
120万 円超	123万円 以下	3万円				
なし	123万円超			入力不要	入力不要	0円

「令和7年分 給与所得者の特定親族特別控除申告書」
(6. 「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の追加 参照)

特定親族の氏名等	特定親族の個人番号	あなたとの 続柄	特定親族の生年月日 (平成15.1.2生~平成19.1.1生)	あなたと特定親族の住所又は居所が 異なる場合の特定親族の住所又は居所	非居住者である特定親族 生計を一にする事実	特定親族の本年中の 合計所得金額の見積額	特定親族特別控除の額
(フリガナ) 特定親族の氏名 ミヅノ 小五郎	<input type="checkbox"/> 提出済み <input checked="" type="checkbox"/> 後日提出予定	子	平成 19年 1月 1日			1,230,000円	30,000円
2	<input type="checkbox"/> 提出済み <input type="checkbox"/> 後日提出予定		平成 年 月 日			円	円

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	控除額
58万円超85万円以下	63万円
85万円超90万円以下	61万円
90万円超95万円以下	51万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

・令和8年(2026年)の月例給与(賞与)処理のPROSRV 家族情報入力と控除

対象となる 控除制度	合計所得要件 ㉔年間所得の見積額		PROSRV 家族情報入力欄			令和8年 月例給与 (賞与)控 除有無
	④ 扶養	③ 年間所得見 積額	④ 年度(年 間所得見 積額)			
扶養控除 (㉔1:特定 扶養親族)	0 円超	58万円 以下	1 控除対象 扶養親族	入力不要	入力不要	有り
特定親族特別 控除 (㉔2:特定 親族)	58万 円超	85万円 以下	0 対象外	「令和8年 給与所得者 の扶養控除 等申告書」 ㉔「年間所 得の見積 額」 を入力	入力必要 (令和8 年の場合 「2026」 と入力)	無し
	85万 円超	90万円 以下				
	90万 円超	95万円 以下				
	95万 円超	100万円 以下				
	100万 円超	105万円 以下				
	105万 円超	110万円 以下				
	110万 円超	115万円 以下				
	115万 円超	120万円 以下				
120万 円超	123万円 以下					
なし	123万円超			入力不要	入力不要	

「令和8年分 給与所得者の扶養控除等申告書」

(5. 「給与所得者の扶養控除等申告書」の様式変更 参照)

区分	氏名	あなたの 続柄	生年月日	扶養	老人控除対象配偶者 又は老人扶養親族	特定扶養親族 又は特定 親族	住所又は居所	源泉控除対象 配偶者	非居 る親族	年間所得の見積額 生計を一にする事実
A 配偶者 (同一生計) (源泉控除対象)			明・大・昭・平 年月日	1:該当 2:非該当				1:該当 2:非該当	※該当する場合	円
	個人番号 <input type="checkbox"/> 提出済み <input type="checkbox"/> 後日提出予定									円
	1 三菱03 小五郎	子	明・大・昭・平 19年 1月 1日	1:同居老親等 2:その他	1:特定扶 養親族 ㉔:特定親 族	東京都品川区東品川4-12-2 品川シーサイドウ ェスタフ		<input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払		1,000,000.00

☆Web 年末調整事務サービス（北海道） ◆Web 年末調整申告サービス（自社運用）

ご利用のお客様

ヘルプ画面も含め、特定親族特別控除に対応します。

『Web 年調従業員サイト』⇒「本人情報入力」

本人情報	
氏名 必須	姓 <input type="text" value="三菱"/> 名 <input type="text" value="研太郎"/> (全角)
	セイ <input type="text" value="ミヅノ"/> メイ <input type="text" value="ケンタロウ"/> (半角)
生年月日 必須	<input type="text" value="19790422"/> (yyyymmdd)
戸籍上の配偶者 必須	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
配偶者控除等申告 ? 必須	<input checked="" type="radio"/> 申告する <input type="radio"/> 申告しない <small>※配偶者の年間所得が133万以下の場合は、「申告する」を選択してください。</small>
特定親族特別控除 ? 必須	<input checked="" type="radio"/> 申告する <input type="radio"/> 申告しない <small>※19歳以上23歳未満で年間所得が58万超123万以下の親族（配偶者以外）がいる場合、特定親族に該当する可能性がある為、「申告する」を選択してください。</small>

この項目は、特定親族特別控除を申告するかどうかを選択するためのものです。

「申告する」を選択した場合は、家族情報画面で年間所得見積額を入力し、特定親族に該当する家族を登録していただく必要があります。

入力した年間所得見積額は、年末調整事務サービスをご利用の場合は納品ファイル、Web 年末調整申告サービス（自社運用）をご利用の場合は前処理結果ファイルを通じてPoCに反映されます。

(3) - 3 特定親族数・特定親族特別控除額の確認方法 (9月28日追加)

・外部出力で確認

年末調整結果（「年末調整仮処理結果」・「年末調整本処理結果」）を外部出力し、「特定親族数」、「特定親族特別控除額」、「源泉）扶養親族数の数_特親人」、「源泉）特定親族特別控除の額」、「源泉）扶養親族数の数_特親従人」を確認することができます。

「年末調整仮処理結果」は、標準提供パターンを以下の通り「複製」し、出力することが可能です。

『その他』⇒『外部出力メニュー』－「データ出力」 「出力ファイル設定」

出力項目設定 出力条件設定 **出力ファイル設定** ファイル作成指示 ファイルダウンロード

出力ファイル定義情報一覧

標準提供パターン表示

出力ファイル	出力項目	出力条件	対象情報	作成者	更新者
複製	複製	複製	複製	複製	複製
複製	D04 最新・年末調整本処理結果	D04 最新・年末調整本処理結果	最新・年末調整本処理結果(最新)	ボック0	ボック0
複製	D05 履歴・差額本処理明細	D05 履歴・差額本処理明細	履歴・差額本処理明細(履歴)	ボック0	ボック0

「D04 最新・年末調整本処理結果」を「複製」ボタンを押下

設定情報

出力ファイル定義ID	D04	出力ファイル定義名 必須	最新・年末調整本処理結果
出力項目定義	D04 最新・年末調整本処理結果	出力条件定義	
		形式 必須	MS Excel

「年末調整仮処理結果(最新)」を選択

複製情報

対象情報 必須	年末調整仮処理結果(最新)	出力ファイル定義名 必須	最新・年末調整仮処理結果 (全角/半角)
出力ファイル定義ID	D14 (半角)	出力項目定義名 必須	最新・年末調整仮処理結果 (全角/半角)
出力項目定義ID	D14 (半角)	出力条件定義名 必須	

「出力ファイル定義名」
「出力項目定義名」を変更

取消 削除 更新

『その他』⇒『外部出力メニュー』－「データ出力」 「ファイル作成指示」

出力項目設定 出力条件設定 出力ファイル設定 **ファイル作成指示** ファイルダウンロード

ファイル作成指示情報

標準提供パターン表示

出力ファイル	作成者	更新者	ヘッダ	形式
<input checked="" type="checkbox"/> D14 最新・年末調整仮処理結果	ボック0	ボック0	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	MS Excel 2003以前(*.xls)
<input type="checkbox"/> J01 人事項目 出張確認	ボック0	給与6	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	MS Excel 2007以降(*.xlsx)
<input type="checkbox"/> J01 所属コード一覧	カスタマセンタ	カスタマセンタ	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	MS Excel 2003以前(*.xls)
<input type="checkbox"/> J02 自由項目 全項目	ボック0	ボック0	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	MS Excel 2007以降(*.xlsx)

作成

出力された外部出力ファイル例

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1	対象年度	社員番号	再年調回数	年調処理	作成元支	作成元処	作成元処	在職区分	英字タイプ	漢字氏名
2	2025	A0000006	0	1	2025/12/2	P	00	2	0	早瀬
3	2025	A0000007	0	1	2025/12/2	P	00	IR	IS	IT
4	2025	A0000008	0	1	2025/12/2	P	00	と源泉)受給	特定親族数	特定親族特別控除額
5	2025	A0000009	0	1	2025/12/2	P	00		0	0
6	2025	A0000010	0	1	2025/12/2	P	00		0	0
									0	0
									0	0
									1	630000
									0	0

省略

- ① 「特定親族数」 IS 列
「年間所得見積額」が 58 万円超 123 万円以下の年末時点で年齢が 19 歳以上 23 歳未満の人数
- ② 「特定親族特別控除額」 IT 列
特定親族特別控除の額
- ③ 「扶養親族 0 1_区分」 HC 列 「扶養親族 0 2_区分」 HG 列 「扶養親族 0 3_区分」 HK 列
「扶養親族 0 4_区分」 HO 列
特定親族特別控除の適用を受けた場合、
特定親族特別控除の額に応じて「区分」
を表示 (10/31 追記)

特定親族特別控除の額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	合計所得金額	
63 万円	10	11	58 万円超	85 万円以下
61 万円	20	21	85 万円超	90 万円以下
51 万円	30	31	90 万円超	95 万円以下
41 万円	40	41	95 万円超	100 万円以下
31 万円	50	51	100 万円超	105 万円以下
21 万円	60	61	105 万円超	110 万円以下
11 万円	70	71	110 万円超	115 万円以下
6 万円	80	81	115 万円超	120 万円以下
3 万円	90	91	120 万円超	123 万円以下

・「源泉徴収票」で確認

「特定親族数」、「特定親族特別控除額」を確認できます。
『その他』⇒『外部出力メニュー』－「固定帳票出力」「帳票出力指示」

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

氏名 早瀬 敬太
住所 東京都千代田区千代 1-1-1

給与 1,000,000 円
源泉徴収額 100,000 円

特定親族特別控除の額 630,000 円

特定親族特別控除の額 630,000 円

特定親族特別控除の対象者 (配偶者を除く。)

有	従有	控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)			
		特定	老人	その他	特親
		0	0	0	1

特定親族特別控除の額 630,000 円

(4) 扶養親族等の所得要件の改正 (年末調整処理から変更)

【税制改正の概要】

「(1) 基礎控除の見直し」に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の【所得要件】が改正されました。

扶養親族等の区分	改正後【所得要件】		改正前【所得要件】	
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下		48万円以下	
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超	133万円以下	48万円超	133万円以下
特定扶養親族	58万円以下		48万円以下	
特定親族特別控除【新設】	58万円超	123万円以下(※)	なし	
勤労学生	85万円以下		75万円以下	

【PROSRV システム対応】

令和7年(2025年)の年末調整処理から、改定後【所得要件】に変更いたします。

扶養親族等の所得要件の改正は、12月年末調整からの制度施行となり、年末調整処理時から、③扶養の「1 控除対象扶養親族(控配・年少含む)」の判断を、所得48万(給与収入103万円以下)から所得58万(給与収入123万円以下)に変更をしてください。年末調整処理前に変更すると、月例給与(賞与)計算処理から控除対象者となります。

(※) 令和8年(2026年)1月以降に支払われる給与から①「年間所得見積額」が58万円超100万円以下(給与収入123万円超165万円以下)、②「年度(年間所得見積額)」が「2026」の特定親族については、月例給与(賞与)計算処理に特定親族特別控除が反映されます。

『人事管理』⇒『人事メニュー』「家族情報」

The screenshot shows the 'PROSRV' system interface for 'Family Information' (家族情報). The form is divided into several sections. The '扶養' (Support) section is highlighted with a red box and labeled ③, showing a dropdown menu set to '対象外' (Outside Target). Below it, the 'Annual Income Estimate' (年間所得見積額) field is highlighted with a red box and labeled ②, showing a value of 0. To the right, the 'Annual Income Estimate' (年間所得見積額) field is also highlighted with a red box and labeled ①, showing a value of 0. The form includes various other fields for personal and family information, such as dates, names, and addresses.

(6) 「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の追加 (9月28日追加)

【税制改正の概要】

特定親族特別控除の創設に伴い、令和7年(2025年)分以降について新たに①「給与所得者の特定親族特別控除申告書」が追加されました。これにより、既存の申告書と統合され、様式名は以下のようになります。

「給与所得者の基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書」

この統合にあわせて、以下の見直しが行われます。

「基礎控除申告書」および「配偶者控除等申告書」から定額減税に関する記載欄を削除。

「基礎控除申告書」の②「控除額の計算」欄や、「配偶者控除等申告書」の②「判定」欄について、改正後の金額に対応した内容へ修正。

【PROSRV システム対応】

9/28 リリースにて、以下のとおり統合様式への対応および記載内容を変更します。

令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

2005-001 1110000
(1) 100001

所轄税務署長 品川 給与の支払者の名称(氏名) 三菱総研DCS株式会社 (フリガナ) ミヅノ'ゼ'ビイ'チヨウ 三菱01 太郎 ①

品川 給与の支払者の法人(個人)番号 2|0|1|0|7|0|1|0|3|1|8|9|3 あなたの氏名 三菱01 太郎 ①

管理部署 確認 給与の支払者の所在地(住所) 東京都品川区東品川4-1-2 あなたの住所又は居所 東京都品川区東品川四丁目1-2番2号 品川シーサイドウエストタワー01

税務署長

基・配・特・所

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

◆ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算 ◆

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,500,000 円	6,550,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		0 円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (①)と(②)の合計額		6,550,000 円

◆ 判定 ◆

<input type="checkbox"/>	132万円以下	95万円	区分Ⅰ
<input type="checkbox"/>	132万円超 336万円以下	80万円	
<input type="checkbox"/>	336万円超 489万円以下	68万円	A (右の①~③を記載)
<input type="checkbox"/>	489万円超 655万円以下	63万円	
<input type="checkbox"/>	655万円超 900万円以下	58万円	基礎控除の額
<input checked="" type="checkbox"/>	900万円超 950万円以下	58万円	
<input type="checkbox"/>	950万円超 1,000万円以下	48万円	B
<input type="checkbox"/>	1,000万円超 2,350万円以下	32万円	
<input type="checkbox"/>	2,350万円超 2,400万円以下	16万円	C
<input type="checkbox"/>	2,400万円超 2,450万円以下	16万円	
<input type="checkbox"/>	2,450万円超 2,500万円以下	8万円	D
<input type="checkbox"/>	2,500万円超 7,500万円超	8万円	

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

◆ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算 ◆

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	1,230,001 円	580,001 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		0 円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (①)と(②)の合計額		580,001 円

◆ 判定 ◆

<input type="checkbox"/>	58万円以下かつ年齢70歳以上(老人扶養)	①	配偶者特別控除
<input type="checkbox"/>	58万円以下かつ年齢70歳未満(扶養)	②	
<input checked="" type="checkbox"/>	58万円超95万円以下	③	配偶者特別控除
<input type="checkbox"/>	95万円超133万円以下	④	
<input type="checkbox"/>	133万円超	⑤	配偶者特別控除

◆ 控除額の計算 ◆

区分Ⅰ	区分Ⅱ										配偶者控除の額	
	①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(①)と(②)の合計額」(※印の金額))			⑤					
A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	0円
B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	0円
C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	0円
D	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

◆ 特定親族の氏名等 ◆

特定親族の氏名	特定親族の個人番号	あなたとの続柄	特定親族の生年月日 (平成15.1.2生~平成19.1.1生)	あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所	非居住者である特定親族の生計を一にする事実	特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	特定親族特別控除の額
1 ミヅノ'ゼ'ビイ'チヨウ 三菱01 一郎	提出済み	後日提出予定	子 平成15年1月2日	東京都品川区東品川4-1-2 品川シーサイドウエストタワーB		580,001 円	630,000 円
2 ミヅノ'ゼ'ビイ'チヨウ 三菱01 次郎	提出済み	後日提出予定	子 平成16年1月2日	東京都品川区東品川4-1-2 品川シーサイドウエストタワーB		580,001 円	630,000 円

◆ 控除額の計算 ◆

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	58万円超95万円以下	95万円超133万円以下	133万円超150万円以下	150万円超165万円以下	165万円超180万円以下	180万円超195万円以下	195万円超210万円以下	210万円超225万円以下	225万円超240万円以下	240万円超255万円以下	255万円超270万円以下	270万円超285万円以下	285万円超300万円以下
控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円				

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が600万円以下の場合は、記載する必要はありません。 23歳未満 平成16年1月2日以後に生まれた方

要件

<input type="checkbox"/>	あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	★ 特別障害者 (右の★欄のみを記載)	特別障害者に該当する事実 (裏面「3-2(4)」を参照)
<input type="checkbox"/>	同一生計配偶者(注)が特別障害者 (右の★欄及び★欄のみを記載)		
<input type="checkbox"/>	扶養親族が特別障害者 (右の★欄及び★欄のみを記載)		
<input type="checkbox"/>	扶養親族が年齢23歳未満 (右の★欄のみを記載)		

(注) 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が58万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が100万円以下)の人をいいます。

2-2. 税制改正に伴う【お客様の作業】と【注意事項】

『人事管理』⇒『人事メニュー』「家族情報」

PROSRV お客様番号: D069 使用者: mmatsubayashi
前回ログイン日時: 2025/04/30 16:54:48 個人設定 印刷 PROSRVヘルプサイト ログアウト

メニュー(人事) 家族情報登録

家族情報

適用開始年月日 <small>必須</small>	<input type="text" value=""/> <small>(yyyy/mm/dd)</small>	適用終了年月日	<input type="text" value=""/> <small>(yyyy/mm/dd)</small>
漢字氏名	<input type="text" value=""/> <small>(全角)</small>	カナ氏名	<input type="text" value=""/> <small>(半角)</small>
英字氏名	<input type="text" value=""/> <small>(半角)</small>	国籍	<input type="text" value=""/>
非居住区分	<input type="text" value=""/>		
性別	<input type="text" value=""/>	生年月日	<input type="text" value=""/> <small>(yyyy/mm/dd)</small>
配偶者	<input type="radio"/> 該当 <input type="radio"/> 非該当	続柄	<input type="text" value=""/>
扶養	<input type="radio"/> 対象外 <input type="radio"/> 対象内	健保扶養	<input type="text" value=""/>
源泉控除対象配偶者	<input type="radio"/> 該当 <input type="radio"/> 非該当	配特控除年調反映	<input type="radio"/> 反映しない <input type="radio"/> 反映する
② 年度(年間所得見積額)	<input type="text" value=""/> <small>(yyyy)</small>	年間所得見積額	<input type="text" value=""/> <small>円(半角)</small>
退職金受給年度	<input type="text" value=""/> <small>(yyyy)</small>	退職所得を除いた年間所得見積額	<input type="text" value=""/> <small>円(半角)</small>
同居	<input type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 非同居	直系尊属	<input type="radio"/> 該当 <input type="radio"/> 非該当
障害者	<input type="radio"/> 非該当 <input type="radio"/> 該当		
障害内容	<input type="text" value=""/> <small>(全角/半角)</small>		
離婚年月日	<input type="text" value=""/> <small>(yyyy/mm/dd)</small>	死亡年月日	<input type="text" value=""/> <small>(yyyy/mm/dd)</small>
郵便番号	<input type="text" value=""/> - <input type="text" value=""/> <small>(半角)</small>	電話番号	<input type="text" value=""/> <small>(半角)</small>
漢字住所	<input type="text" value=""/> <small>(全角)</small>		
カナ住所	<input type="text" value=""/> <small>(半角)</small>		
職業	<input type="text" value=""/> <small>(全角)</small>		
異動理由	<input type="text" value=""/> <small>(全角/半角)</small>		
備考	<input type="text" value=""/> <small>(全角/半角)</small>		

履歴表示

履歴追加 家族追加 取消 削除 更新

(1) 新設「特定親族特別控除」令和7年(2025年)年末調整時

【お客様の作業】令和7年(2025年)年末調整時

令和7年(2025年)年末調整時に、「特定親族特別控除」の対象となる扶養親族がいる場合、①「年間所得見積額」に58万円超123万円以下(給与収入123万円超188万円以下)の所得と、②「年度(年間所得見積額)」に「2025」のご入力をお願いします。

(P8参照 「令和7年分 給与所得者の特定親族特別控除申告書」より転記)

★年末調整事務サービス(北海道)ご利用のお客様

納品データを外部取込すると、「特定親族特別控除申告書」にて申告者は、「適用開始年月日」が「2025/12/31」の歴で、①「年間所得見積額」と、②「年度(年間所得見積額)」に「2025」のデータが自動で作成されます。

☆Web 年末調整事務サービス(北海道)ご利用のお客様

納品データを外部取込すると、Web申請者と「特定親族特別控除申告書」にて申告した紙申請者は、「適用開始年月日」が「2025/12/31」の歴で、①「年間所得見積額」と、②「年度(年間所得見積額)」に「2025」のデータが自動で作成されます。

☆Web 年末調整事務サービス(北海道)かつ、 従業員申請システムご利用のお客様

納品データを外部取込すると、Web申請者は、歴は追加せず、当年度内の最新履歴(※)に①「年間所得見積額」と②「年度(年間所得見積額)」に「2025」のデータが自動で追加されます。

「特定親族特別控除申告書」にて申告した紙申請者は、「適用開始年月日」が「2025/12/31」の歴で、①「年間所得見積額」と、②「年度(年間所得見積額)」に「2025」のデータが自動で作成されます。

◆Web 年末調整申告サービス(自社運用)ご利用のお客様

前処理結果ファイルを取り込むと、Web申請者は、歴は追加せず、当年度内の最新履歴(※)に①「年間所得見積額」と②「年度(年間所得見積額)」に「2025」のデータが自動で追加されます。

紙申請者は、データは作成されませんので、①「年間所得見積額」②「年度(年間所得見積額)」に「2025」のご入力をお願いいたします。

当年度内の最新履歴(※)

2025年の年末調整であれば、2025年12月31日までで1番近い歴に追加されます。

<例>2025年11月01日

2025年12月01日 ← 追加

2026年01月01日

の3つ歴が存在した場合、2025年12月01日に追加される。

【注意事項】

「年間所得見積額」②「年度(年間所得見積額)」は、令和7年(2025年)9月28日より入力可能となりますが、令和7年(2025年)12月年末調整からの制度施行に伴い、それ以前に登録された内容は控除計算の対象外となりますのでご注意ください。

(2) 新設「特定親族特別控除」令和8年(2026年)1月以降

【お客様作業】令和8年(2026年)1月以降～

令和8年(2026年)1月以降に支払われる給与から、令和8年(2026年)年末時点で年齢が19歳以上23歳未満で、「年間所得見積額」が58万円超100万円以下(給与収入123万円超165万円以下)の特定親族がいる場合、①「年間所得見積額」が58万円超100万円以下、②「年度(年間所得見積額)」が「2026」のご入力をお願いします。

ご入力いただきますと、月例給与(賞与)計算処理に特定親族特別控除が反映されます。

(P9参照 「令和8年分 給与所得者の特定親族特別控除申告書」より転記)

★年末調整事務サービス(北海道)ご利用のお客様

☆Web 年末調整事務サービス(北海道)かつ、 従業員申請システムご利用のお客様

◆Web 年末調整申告サービス(自社運用)ご利用のお客様

納品データ・前処理結果ファイルを取り込んでも、令和8年(2026年)の①「年間所得見積額」②「年度(年間所得見積額)」のデータは作成されません。2026年1月以降の例月給与で特定親族特別控除を反映したい場合、翌年分の①「年間所得見積額」と②「年度(年間所得見積額)」に、「2026」と入力してください。

☆Web 年末調整事務サービス(北海道)ご利用のお客様

納品データを外部取込すると、Web申請者は翌年末時点で年齢が19歳以上23歳未満の方に、「適用開始年月日」が「2026/01/01」の歴で①「年間所得見積額」のデータを作成します。(※) 2026年1月以降の例月給与で特定親族特別控除を反映したい場合、②「年度(年間所得見積額)」に、「2026」のご入力をお願いいたします。

紙申請者は、令和8年(2026年)のデータは作成されませんので、①「年間所得見積額」②「年度(年間所得見積額)」に「2026」のご入力をお願いいたします。

(※) 締め処理(『Web年調メニュー』)「翌年家族情報反映」を「反映する」の場合に①「年間所得見積額」にデータを作成する。ただし、「適用開始年月日」が「2025/12/31」の履歴と比べて差分がある場合のみ作成(扶養区分・異動事由・年間所得見積額など)するため、①「年間所得見積額」が「2025/12/31」の履歴と「2026/01/01」の歴で同じ場合は、「2026/01/01」のデータは作成されない。


(3) 扶養親族等の所得要件の改正


【お客様作業】

令和7年(2025年)年末調整時から、③扶養の「1 控除対象扶養親族(控配・年少含む)」の判断を、所得58万(給与収入123万円)以下で行ってください。
(「扶養控除申告書」の申告内容に変更)

【注意事項】

扶養親族等の所得要件の改正は、令和7年(2025年)12月年末調整からの制度施行となります。そのため、年末調整処理前に③扶養の「1 控除対象扶養親族(控配・年少含む)」を、所得48万(給与収入103万円)以下ではなく、所得58万(給与収入123万円)以下で判断すると、令和7年(2025年)月例給与(賞与)で控除対象者となります。

☆Web年末調整事務サービス(北海道)かつ、 従業員申請システムご利用のお客様
◆Web年末調整申告サービス(自社運用)ご利用のお客様

Web年末調整従業員サイトを公開するために、令和7年(2025年)年末調整実施前に『人事メニュー』「家族情報」にて扶養家族の③扶養の「1 控除対象扶養親族(控配・年少含む)」の判断を、所得58万(給与収入123万円)以下で入力、もしくは、 従業員申請システムをご利用の従業員様が扶養家族の扶養を申請、承認者によって承認されると、その月以降の月例給与(賞与)処理で扶養対象として計算いたします。

(4) 年末調整時に実施する出国年調・死亡年調

【注意事項】

令和7年(2025年)12月年末調整時に、11月30日までに出国・死亡された方の年末調整を実施すると、令和7年の税制改正が適用されます。

よって、令和7年の税制改正前の年末調整を実施したい場合は、年末調整処理前の処理(支給日が2025年11月の処理)にて、年末調整を実施してください(※)。

(PROSRVでは、12月支給日以降に令和7年の税制改正前で年末調整を実施することはできません)

(※)「年調指示」(『給与計算』⇒『給与メニュー』－「年末調整情報」)に「2：年調指示」を入力(10/31追記)

2-3. Web 年末調整のシステム変更

- ・ ☆Web 年末調整事務サービス（北海道） ◆Web 年末調整申告サービス（自社運用）
ご利用のお客様

電子的控除証明書（XML）対応

電子的控除証明書の取込について、これまで対応していた「生命保険料控除証明書」「地震保険料控除証明書」に加え、「国民年金保険料等控除証明書」「小規模企業共済等掛金保険料控除証明書」にも対応いたします。「住宅借入金等特別控除証明書」「年末残高証明書」につきましては未対応のため、引き続き「紙」でのご提出をお願いします。

対象の保険種類は以下の通りです。

<社会保険料控除>

- ・ 国民年金保険料

※ 国民年金保険料を13月以上前納された場合、納めた年に全額控除する方法のみ対応しております。各年分の保険料に相当する額を各年において控除する方法を選択される場合は、引き続き「紙」でのご提出をお願いします。

- ・ 国民年金基金掛金

<小規模共済掛金>

- ・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金
- ・ 確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金（iDeCo）

※ 「紙」で提出する際は、「QRコード付証明書等作成システム」をご利用ください。
QRコード付証明書等作成システム <https://www.e-tax.nta.go.jp/cps/cps.htm>

『Web 年調従業員サイト』⇒「社会保険料控除」

社会保険料控除一覧

次へ

【操作上の注意】

- ・ 個人で社会保険料を負担している場合は、[追加]ボタンを押して保険情報を追加してください。
- ・ 追加した保険情報を確認または変更したい場合は、[編集]ボタンを押してください。
- ・ 誤って追加した場合は、[削除]ボタンを押すと削除することができます。

社会保険料データのアップロード

社会保険料控除証明書のXMLファイルのアップロードを行います。
対象のXMLファイルのみが含まれているフォルダもしくはXMLファイルを選択してください。

※社会保険控除証明書のXMLファイルをアップロードした後、当画面に表示されているデータを
確認してください。

社会保険料データとは？
クリックすると詳細を確認できます。

参照 アップロード

2-4. PROSRV ペーパーレス対応について

PROSRVでは、社会的な需要の減少と脱炭素化を背景に「納品物のペーパーレス（各種帳票の電子化、プリントサービス事業の廃止）」を2025年7月に実施いたしました。年末調整処理においても、今年度より紙の納品物は以下のとおり終了となります。

<終了となったサービス>

- 全ての紙帳票の印刷納品サービス
 - ※紙帳票印刷オプションの各種申告書／「源泉徴収票」（受給者交付用）袋式タイプご契約のお客様を除く（新規のご契約はお受けできません）
- 「年末調整事務サービス」後処理（紙）をご契約のお客様
紙の「給与支払報告書」の各市区町村への届け出作業の代行サービス
- 「個人番号関係事務サービス」（マイナンバーBPO サービス）をご契約のお客様
紙の「源泉徴収票（税務署提出用）」「給与支払報告書」の作成・納品サービス

※ 終了となった各種帳票の出力方法については以下をご覧ください。

- 「年末調整説明会資料3」「8. 年末調整処理還元データ」について
- PROSRV ヘルプサイト

PROSRV ペーパーレス 対象帳票と出力方法

<https://dcs-prosrv.zendesk.com/hc/ja/articles/45347702904217>